

# 地域型保育給付費等の 支出に係るルールの整備・明確化

令和5年6月  
横浜市

# 1 現状 (その1)

## 関係法令等の規定内容

- 市町村が事業者に支給している地域型保育給付費等については、国の通知等※で**使途制限がないと明示されている。**
- 事業者が地域型保育給付費等を保育に要した費用に支出することを義務付ける**法令上の根拠規定がない。**

51

### ※国の通知等の規定内容

- 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）  
「地域型保育給付については、その使途について制限を設けていないなど、施設・事業類型の違いに留意しながら指導監査を行うこと。」
- 令和3年10月1日子ども・子育て支援新制度に関する自治体向けFAQ【第19.1版】（内閣府HP）  
「新制度における施設型給付や地域型保育給付は個人給付（法定代理受領）であるため、使途制限はありません。」

※関係法令等はスライド最後にまとめて記載

# 1 現状 (その2)

## 指導監査の根拠規定

地域型保育事業等の指導監査の会計項目に関しては、保育の事業の会計がその他の事業の会計と区分されていることと、会計に関する諸記録が整備されていることだけが根拠法令で規定されている。

### 内閣府令

㉞(会計の区分)

第33条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

### 厚生労働省令

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

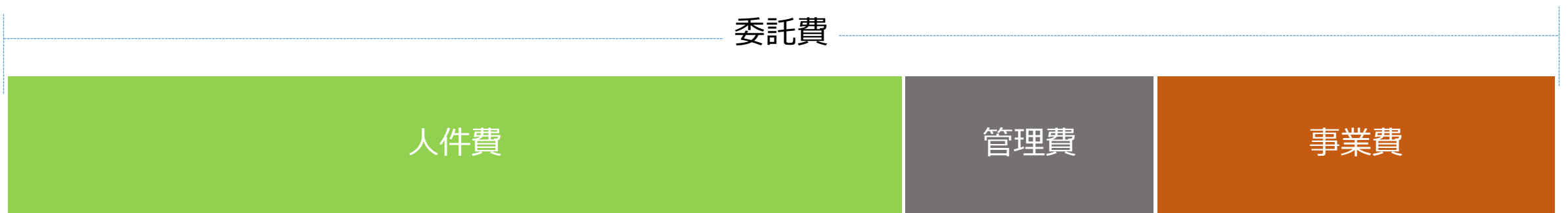
# 1 現状 (その3)

## 参考：認可保育所に支弁される「委託費」について

認可保育所の場合、子ども・子育て支援法において、市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることとされており、その性格上、一定の使途範囲を定めることとされている。

### 委託費の一定の使途範囲

委託費の使途範囲は原則「委託費のうち人件費については、賃金等保育所運営における職員の処遇に必要な一切の経費に支出されるもの、管理費については、物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されるもの、事業費は、保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるものであること（中略）」と国の通知で規定されている。



※一定の要件を満たすと使途範囲で定められている以外の費用に限度額の範囲で充当することができると規定されている。（弾力運用）

## 2 問題点 及び 課題

### 保育に要した費用ではないと思われる支障事例

#### 事例①

##### 支出内容

高級外国車の取得やリースの費用

##### 市の対応

総勘定元帳で支出内容を確認後、  
保育のために使用しているかのヒアリングを実施

##### 問題点

法的根拠がないために踏み込んだ指導が行えていない。

#### 事例②

##### 支出内容

リゾート会員権の購入費やゴルフ代の交際費

##### 市の対応

総勘定元帳で支出内容を確認後、  
給付費からは支出しないことが望ましいと助言

##### 問題点

法的根拠がないために踏み込んだ指導が行えていない。

#### 事例③

##### 支出内容

法人本部への多額な繰り入れ（法人本部への資金移動）

##### 市の対応

総勘定元帳で支出内容を確認後、  
繰り入れ理由のヒアリングを実施

##### 問題点

法的根拠がないために踏み込んだ指導が行えていない。

市では、保育に要した費用ではないと思われる支出等が確認された際に、支出内容のヒアリング等を実施した上で助言等を行っている。しかし、このような会計処理を行う事業者に対して、法的根拠に基づいた指導を行うことができない。そのため、踏み込んだ指導が行えるよう法的根拠の整備・明確化が課題である。

# 3 提案内容

## 支出に係るルールの特明確化

地域型保育給付費等について、給付費の本来の趣旨に則った支出がなされ、施設・事業の運営が適正に行われていることを市町村が確認、指導を行えるよう、地域型保育等に要する費用に支出するというルールを明確化することを求める。

### 提案の理由（まとめ）

地域型保育給付費等は、認可保育所に対する委託費のような一定の用途範囲がなく、保育に要した費用に支出するという規定がない。そのため、保育に要した費用ではないと思われる事例が確認されている。このような会計処理を行う事業者に対して、法的根拠に基づいた指導を行えるようにすることが課題である。

また、公費であるという性格上、認可保育所に対する委託費と同様に保育に要した費用に使用されるべきものであり、費用の用途の見える化を通じた透明性の向上が必要である。

保育にまったく関係ないものへの支出を制限するルールや、保育に要した費用に支出することを明文化したものが必要であり、そのための仕組みが講じられるべきである。

幼保連携型認定こども園等の施設型給付費についても同様と考えられる。

# 4 効果

## ルールの明確化による効果

地域型保育給付費等について、地域型保育等に要した費用に支出するルールが明確になり、市町村が保育に関係のないと思われる支出に対して確認・指導できるようになる。

56



地域型給付費等が施設の維持管理や人件費に適切に充てられることで、より適正な施設運営及び保育の質の向上、保育士の処遇改善等が期待でき、こどもの健やかな育ちや、こどもを産み育てやすい社会の実現に寄与する。

# 参考：関係法令等（地域型保育給付費等関連）

## ■ 子ども・子育て支援法 （地域型保育給付費の支給）

### 第二十九条

市町村は、満三歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育（以下「特定地域型保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満三歳未満保育認定地域型保育」という。）に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。

## ■ 児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について

（平成27年12月24日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

法第29条第1項に規定する地域型保育給付や同法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付については、その用途について制限を設けていないなど、施設・事業類型の違いに留意しながら指導監査を行うこと。

## ■ 令和3年10月1日自治体向けFAQ【第19.1版】

Q.施設型給付費や地域型保育給付費、委託費については、用途制限は設けられるのでしょうか。

A.制度における施設型給付や地域型保育給付は個人給付（法定代理受領）であるため、用途制限はありません。ただし、私立保育所に係る委託費については、市町村からの委託に基づき、施設において保育を提供することに要する費用として支払われる性格であることにかんがみ、従前制度と同様に新制度施行後も、引き続き用途制限を設けることとしています。なお、施設型給付における処遇改善等加算は質の高い教育・保育を安定的に供給し長く働くことができる職場の構築を図るという加算の趣旨を踏まえ、確実に職員の賃金改善に充てるものとします。



# 参考：関係法令等（指導監査の会計関連）

## 〈確認監査関係法令〉

- 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年4月30日 内閣府令第39号）

### （会計の区分）

#### 第三十三条

特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。  
（第五十条により準用）

### （記録の整備）

#### 第四十九条

特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

## 〈施設監査関係法令〉

- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
（平成26年4月30日 厚生労働省令第61号）

### （家庭的保育事業所等に備える帳簿）

#### 第十九条

家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

# 参考：関係法令等（保育所委託費関連）

## ■ 子ども・子育て支援法

（施設型給付費の支給）

### 第二十七条

市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（中略）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

（保育所に係る委託費の支払等）

### 附則第六条

市町村は、児童福祉法第二十四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、保育認定子どもが、特定教育・保育施設（都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所に限る。以下この条において「特定保育所」という。）から特定教育・保育（保育に限る。以下この条において同じ。）を受けた場合については、当該特定教育・保育（保育必要量の範囲内のものに限る。以下この条において「支給認定保育」という。）に要した費用について、一月につき、第二十七条第三項第一号に規定する特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定保育に要した費用の額）に相当する額（以下この条において「保育費用」という。）を当該特定保育所に委託費として支払うものとする。この場合において、第二十七条の規定は適用しない。

# 小規模放課後児童クラブへの補助に係る 大臣承認を必要としない類型の追加

令和 5 年 6 月  
兵 庫 県



# 現 状

現在の実施要綱では、山間地、漁業集落、へき地、離島以外で実施する児童の数が10人未満の支援の単位については、厚生労働大臣の承認を受けなければ交付対象にならない。

県内には、少子化が進行する都市近郊の農村地域やオールドニュータウン等において、立地や待機児童の状況から必要不可欠な小規模放課後児童クラブが複数あり、毎年度、県を通じて厚生労働省へ複数件の協議を行っている。

〔放課後児童健全育成事業実施要綱〕  
（放課後児童健全育成事業）

## 11 費用

(1) 国は、2～10の要件を満たした市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

なお、一の支援の単位を構成する児童の数が10人未満の支援の単位については、

山間地、漁業集落、へき地、離島で実施している場合

上記のほか、当該放課後児童健全育成事業を実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合

のいずれかに該当するものについて、補助対象とする。

# 具体的な支障事例

## 協議にかかる事務負担の発生(市町、県)

協議の際は、国が定める年2回(8月、12月)の協議時期に合わせて、市町からの申請を県で確認後、とりまとめて厚生労働省へ提出しており、一定の事務負担が毎年度発生している。

(市町における事務負担) 協議書作成等の事務

(県における事務負担) 協議書の確認及び国への提出に係る事務、  
県補助金の交付申請内容確認時に承認状況確認等

62

## 交付金の対象外となる施設が生じる恐れ(施設)

現在の交付金制度では、当初は児童数が10人以上と見込んでいたものの、年度途中の利用状況の変動により、実績として児童数が10人を下回るかつ協議時期を逃した場合などに、承認を受けられず交付対象外となる施設が生じるおそれがある。

# 求める措置

山間地や漁業集落、へき地、離島以外にも、厚生労働大臣の承認が不要な10人未満の小規模放課後児童クラブの類型を追加すること。

(例)都市近郊の農村地域、中山間地域、オールドニュータウン等。

## [理由]

児童数10人未満の小規模放課後児童クラブへの交付は平成27年度から実施されており、厚生労働大臣が認める小規模放課後児童クラブについての条件等が蓄積されてきたことから、その類型を大臣の承認を必要としない交付対象項目として追加することで、毎年度の協議案件が削減できる。

3

## 【効果】

協議プロセスを省略または簡素化することで、承認申請協議に伴う地方公共団体の負担が軽減されるほか、やむを得ない事情により承認を受けられず補助対象外となる施設数が減少し、支援の充実につながる。

# 【参考】本県の協議状況等

## 協議内容 (R4 協議様式の種類)

下記の丸数字は、今回便宜上付記したもの。

小学校が統廃合により、廃校となった小学校に通っていた子ども達が自宅に近い生活圏域の中で活動(生活)するために、引き続き、廃校等を活用して放課後児童クラブを実施する場合

翌年度からの本格実施を見据え、年度途中(年度後半)に放課後児童クラブを開所した場合

その他 (10人未満での事業実施となっている背景、運営内容及び事業実施の必要性)

小学校区内に他の放課後児童クラブが存在するかどうかの記載とともに、他の放課後児童クラブが存在する場合は、そのクラブを利用できない理由(既に空きがない、 km 離れており通所が困難である等)をあわせて記載すること。

64

## 本県の協議状況

【令和3年度】 72件 → **全件承認**

0件

1件

71件

【令和4年度】 62件 → **全件承認**

0件

1件

61件

# 令和5年地方分権提案

## 宅地建物取引業者の事業者名簿等の 閲覧制度に係る対象書類の簡素化

京 都 府



## 【宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度】

宅地建物取引業法第10条において、宅地建物取引業者名簿、免許申請書・添付書類等を一般の閲覧に供することによって、宅建業者の事業に関する情報を提供し、宅建業者と取引する相手方や取引の関係者が、当該宅建業者の業務歴、事業規模、経営状況等を把握し、適切な宅建業者を選定できるよう、業者名簿等の閲覧制度が設けられている。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）

（宅地建物取引業者名簿等の閲覧）

第十条 国土交通大臣又は都道府県知事は、国土交通省令の定めるところにより、宅地建物取引業者名簿並びに免許の申請及び前条の届出に係る書類又はこれらの写しを一般の閲覧に供しなければならない。

# 1 京都府の実施状況

京都府においては、本庁舎の建築指導課及び管内の7土木事務所に閲覧所を設置し、閲覧業務を実施している。

○年間件数（京都府内全8閲覧所の閲覧数の総計）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数（件）	833	929	467	467	659

○閲覧資料

- ・ 宅地建物取引業者名簿
- ・ 免許申請書及びその添付書類
- ・ 宅地建物取引業法第9条の届出に係る書類

○閲覧方法

閲覧申請があった場合は、職員が該当する宅建業者のファイルを取り出し所定の場所で閲覧させている。

## 2 提案の背景

- ・政府が進めるデジタル化の一環で、国交省から宅地建物取引業者名簿等の閲覧についてもインターネットでの閲覧を可能とする方針が示されている。
- ・現在の閲覧規定の基礎は法が施行された昭和27年にできたものであり、**当時とは個人情報に関する考え方も大きく変わっている**。宅地建物取引業の申請書類には、氏名や住所等の**個人情報や企業の内部情報が多く含まれており**、インターネットにより誰もが閲覧できる状況に置かれるべきものではない。
- ・インターネットでの閲覧とする場合、**府内約3,300業者の免許申請書類等をデジタルに置き換える必要がある**が、直ちに実施することは業務負担が大きく、困難である。また、その後も常にメンテナンスが必要となる。
- ・他の閲覧制度においても**申請書類まで閲覧させているものは少なく**、インターネット閲覧が検討されている機会に、**閲覧書類の簡素化・合理化**について提案するもの。

### 3 簡素化・合理化すべき書類

#### (1) 個人情報が含まれている書類及び記載事項

政令で定める使用人及び専任の宅地建物取引士は雇用人であることも多い。また、従事者名簿は一般職員も含む全ての従事者が対象であり、公表になじまない。

- ・ 役員及び政令で定める使用人並びに専任の宅地建物取引士の氏名（氏名、生年月日記載）
- ・ 免許申請者、政令で定める使用人及び専任の宅地建物取引士の略歴書（氏名、経歴等記載）
- ・ 宅地建物取引業に従事する者の名簿（氏名、生年月日記載）
- ・ 住民票（氏名、生年月日等記載）

ほか

#### (2) 法人情報が含まれている書類

法人の決算情報、取引情報は内部情報であり、公表になじまない。

（ 株式会社には決算公告の義務あり ）

- ・ 宅地建物取引業経歴書
- ・ 直前1年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

#### (3) その他業者選定の際に影響を与えない書類

免許審査の際に必要なが、取引希望者が業者を選定する際に影響を与えないもの。

- ・ 事務所付近の地図及び事務所の写真、事務所平面図、事務所の権限に関する書類
- ・ 登記事項証明書（法務局で閲覧可能）

ほか

## 4 個人情報が含まれている書類の合理化について

個人情報が含まれている以下の書類及び記載事項について、閲覧対象から除外する。

業者名簿・免許申請書の記載事項

- (1) 役員（個人の場合は本人）及び政令で定める使用人の氏名
- (2) 事務所ごとに置かれる専任の宅地建物取引士の氏名

免許申請書の添付書類

- (3) 申請者等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書（身分証明書）
- (4) 相談役、顧問及び実質的支配者の氏名又は名称、住所等（法人）
- (5) 免許申請書、政令で定める使用人及び事務所ごとに置かれる専任の宅地建物取引士の略歴
- (6) 資産に関する調書（個人）
- (7) 宅地建物取引業に従事する者の名簿
- (8) 住民票の抄本
- (9) 登記されていないことの証明書

【理由】

- ・インターネットでの閲覧が可能となる場合、カメラ等による画面撮影を防止する技術がないため、悪用のおそれがある。
- ・宅地建物取引業者の選定にあたり、個人の氏名は重要な要素とは言えない。
- ・政令で定める使用人、専任の宅地建物取引士は雇用人であることも多い。
- ・役員については登記事項証明書等で確認は可能。

## 5 法人情報が含まれている書類の合理化について

法人情報が含まれている以下の書類について、閲覧対象から除外する。

- (1) 宅地建物取引業経歴書
- (2) 直前1年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

### 【理由】

- ・ (1)については、業者の取引実績を確認する要素であるが、通常対外的に公表される資料ではないことから、閲覧対象から除外する。
- ・ (2)については、株式会社は決算公告が義務付けられているが、全文を公表している法人は一部であり、通常公表されないものであるため、閲覧対象から除外する。

### 【法人の決算公告義務及び手法】

法人の種別	貸借対照表	損益計算書	官報等公告	電子公告
大会社	義務あり	義務あり	要旨	全文
大会社以外の株式会社	義務あり	義務なし	要旨	全文
株式会社以外	義務あり	義務なし	要旨	全文

## 6 その他業者選定の際に影響を与えない書類の合理化について

以下の書類については、免許権者が審査のために用いるものであり、閲覧の対象から除外する。

- (1) 欠格要件に該当しないことを誓約する書面
- (2) 事務所ごとに必要数の専任の宅建士を備えていることを証する書面
- (3) 事務所を使用する権限に関する書面
- (4) 事務所付近の地図及び事務所の写真
- (5) 法人税、所得税の直前1年の各年度における納付済額等
- (6) 登記事項証明書
- (7) 法定代理人の登記事項証明書

} 法務局で入手可能

## 重点番号 8 : 夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和 (鳥取県)

### 8 : 夜間中学における遠隔授業の導入に係る要件緩和 (鳥取県)

令和 5 年 6 月 鳥取県教育委員会小中学校課

夜間中学における遠隔授業について、遠隔教育特例校制度及び遠隔授業にかかる出席の取扱等についての要件緩和を求める。

#### 1 現状

##### (夜間中学)

- ① 夜間中学は、義務教育を修了しないまま学齢期を経過した者だけでなく、不登校など様々な事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国で義務教育を修了していない外国籍の者などの、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されており、平成 28 年 12 月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」では、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられた。
- ② さらに、平成 30 年 6 月、第 3 期教育振興基本計画で、全ての都道府県に少なくとも一つは、夜間中学が設置されるよう教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することとし、令和 3 年 1 月には、菅総理大臣(当時)が、今後 5 年間で、全ての都道府県、指定都市に少なくとも一つ設置されることを目指す旨、国会で答弁されたところ。
- ③ 当県(鳥取県教育委員会)においては、国の状況等を踏まえ、平成 30 年度から夜間中学にかかる調査研究を進め、令和 2 年 7 月、県内市町村教育委員会から、市町村単独での夜間中学の設置、運営は困難であり、県立での夜間中学設置を求める要望書の提出を受け、検討組織を立ち上げ検討を行い、令和 3 年 12 月、県立夜間中学設置の方針を決定した。
- ④ 現在、令和 6 年 4 月に、県東部に 1 校開設するため準備を進めているところであるが、実質的に通学が可能であるのは東部地区の住民であり、中・西部地区の住民は通学が困難な状況である。

##### (遠隔授業等)

現在 G I G A スクール構想の進展により、一人一台端末など I C T 機器の活用、オンラインを活用した授業などが普及しているところ。

通常、遠隔授業を行う際には、受信側に授業教科の免許状を有する教員を配置する必要があるが、文部科学省は、遠隔教育特例校制度を設け、受信側に中学校の免許状を有している教員を配置する必要があるものの、当該教科の免許状を有する必要はないこととしている。

また、一定の条件のもと、不登校児童生徒や病気療養児に対し、自宅等において I C T 等を活用した学習活動を行った場合、出席扱いとすることができることとされている。

##### (遠隔教育特例校制度)

- ・ 中学校、義務教育課程後期課程等を対象とし、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる特例を認めるものであり、受信側の教員が授業教科の免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。
- ・ 遠隔教育特例校制度は、生徒数など実施計画の変更がある年度ごとに申請を行う必要があり、併せて、遠隔教育についての保護者、学校関係者への説明、遠隔教育実施状況の自己評価の実施、実施状況の把握・検



証結果の公表等を毎年度行う必要がある。

#### (遠隔授業等にかかる出席の取扱)

・不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の出席扱いについては、教育機会の確保の観点から、一定の要件を満たした上で、校長は指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができ、また、病気療養児についても、病院や自宅等で同時双方向型授業配信を行った場合、同様の取扱となっている。(「不登校児童生徒への支援の在り方について(令和元年10月25日元文科初第698号)」「小・中学校等における病気療養児に対するICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(令和5年3月30日4文科初第2565号)」)

※夜間中学について文部科学省は、「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】」、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について(平成27年7月30日27初初企第15号)」等で示しているが、入学者等のICT等活用にかかる記載はみられない。

## 2 課題

当県では令和6年4月に県東部に県立夜間中学の開校を予定しており、中、西部においても入学希望の状況により、今後、分教室(サテライト等)の設置を検討しているところ、下記のような事例が想定されることから、要件緩和を求めるもの。

- ① 夜間中学という学校の特性上、身近なところで授業が受けられるよう、分教室(サテライト)を設置することを考えているが、分教室に多くの生徒の入学が見込めない場合、多くの教員配置は現実的ではなく、受信側に常に教員を配置することが困難な場合が想定される。
- ② 入学者には以前不登校だった者等が想定され、やむを得ず登校できない生徒が自宅においてオンラインを活用した指導を受ける場面が一定程度発生すると見込まれるものの、現行規定では出席扱いとすることができない。
- ③ 分教室に多数の教員配置は困難なため、遠隔教育特例校の活用が考えられるが、申請手続きや実施にかかる評価等に負担が生じることで夜間中学運営に支障が生じる。

#### (県立夜間中学設置にあたって)

当県は全国人口最少県であり、人口減少が大きな課題となっているところ。

そのような状況下であるが、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨を踏まえ、様々な事情により十分な義務教育を受けることができなかつた方に対し、義務教育を受ける機会を実質的に保障するため、夜間中学にかかる検討を行った。当県は、人口が少ない故に、市町村で単独での夜間中学の設置、運営は困難であることから、県立での夜間中学設置を求める要望書の提出を受け、県立夜間中学設置に舵を切った。

しかし、県立であるが故に、1校設置しただけでは十分とはいえない状況も考えられるが、生徒数も限られることから、分教室を設置する場合は教職員数が小規模となることが想定される※。夜間中学は生徒一人一人のこれまでの学習状況も異なり、一斉授業だけでは十分ではなく、教員が生徒一人一人に寄り添い個別指導にあたる必要もあること等の理由から、①③の課題が見込まれるものであり、同様の課題は、国の要請等により県立夜間中学設置を検討する他の小規模県にも起こり得る問題であると考える。

その意味で、県立夜間中学にかかる遠隔授業は、遠隔教育特例校制度に基づく、多様なメディアを高度に活用した先進的な教育のみならず、生徒が少ない故、多くの教職員を配置できない学校におけるインフラ的役割を果たすものであるという観点も必要と考えられる。

※令和6年4月開校の県立夜間中学は県東部に設置するが、アンケートを実施し、中西部でも需要があるこ

とが判明。ただ、入学希望者は少人数であるため、分教室等での対応が想定されるが、生徒数を鑑み、教職員配置は数名程度が見込まれる。

#### (夜間中学及び入学者について)

②について、夜間中学は、人間関係の構築による人間性の涵養という役割も期待されていることから、自宅での遠隔授業を幅広く出席扱いにするという意図は全くなく、夜間中学特有の問題及び夜間中学の入学者には、以前不登校であった者等が想定され、やむを得ず登校できない場合のみ、出席扱いを求めるもの。

- ・ 普段は登校しているが、悪天候などの諸事情でどうしても通学できない場合等  
※夜間という特殊性があるため。
- ・ 普段は登校しているが、心身の不調等により登校できない場合等  
※夜間中学は以前不登校であった者等の入学が想定されるため。

### 3 提言内容

夜間中学における遠隔授業について、以下の要件緩和を求める。

- ① 遠隔授業特例校制度を利用する場合、受信側にも教員を配置することになっているが、分教室（サテライト）の柔軟な運用を可能とする観点から、学校長が必要と認める場合には、教員免許を持っていない者の配置でも可能とすること。
- ② やむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。
- ③ 遠隔教育特例校制度に係る申請手続きや評価・公表等実施に係る負担軽減を行うこと。

### 4 効果

- ・ ①③遠隔教育特例校制度の要件緩和により、夜間中学（特に県立夜間中学）設置が推進される。受信側に教員免許を持っていない者の配置も可能となることで、分教室の開校が実現し、本校がある東部地区以外の中・西地区の住民についても夜間中学への通学が可能となる。
- ・ ②やむを得ず登校できない生徒が、自宅においてオンラインを活用した指導を受けた場合に出席扱いとなることで、生徒の学びを評価し、より通いやすい夜間中学となり、入学者（卒業者）の増加が見込まれる。
- ・ また、夜間中学設置推進を図る教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）の趣旨にも十分沿った対応であるといえる。